

特 P 駐車場等利用規約

第 1 章 規約の目的

第 1.1 条 (目的)

1. 特 P 駐車場等利用規約（以下「本規約」といいます。）は、駐車場等シェアリング情報提供サービス「特 P」について、駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場の利用予約、利用方法、遵守事項等を定めることを目的とします。
2. 本規約で使用される用語は、本規約において特段の定義があるほかは、earthID 会員規約（<https://toku-p.earth-car.com> に掲載された最新のもの）と同じ意味をもつものとします。

第 1.2 条 (定義)

本規約に用いる用語の定義は、各条項で定めるほか、次のとおりとします。

(1) 本サービス

駐車場等シェアリング情報提供サービス「特 P」

(2) 本サービスサイト等

本サービスに係る Web サイトおよびアプリケーション等

(3) 登録駐車場

本サービスに登録された駐車場

(4) バレーパーキングサービス

オーナーが利用会員に対して提供するサービスであって、オーナーが、利用会員の車両を預かり、当該車両をオーナーが指定した保管場所まで移動して保管し、利用会員が指定した返却時刻において返却するサービス

(5) 走行練習場

本サービスに登録されたバイク等当社が認めた車両を対象とした練習場

(6) 当社

株式会社アース・カー

(7) 利用会員

本サービスに基づき登録駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場の利用を申し込む会員

(8) パートナー

当社と提携して本サービス向けに駐車場シェアリング情報、バレーパーキングサービスおよび走行練習場に関する情報を提供する会員

(9) オーナー

パートナーまたは当社と提携して本サービス向けに登録駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場を提供する会員。なお、登録駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場は当社またはパートナー自身が提供することがあります。この場合、当社が提供する登録駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場については、当社がオーナーの地位を併有し、パートナーが提供する登録駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場については、当該パートナーがオーナーの地位を併有します。

第 2 章 駐車場等の利用予約

第 2.1 条 (利用予約)

1. 利用会員は、当社所定の方法により、オーナーに対し、登録駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場の利用の予約または予約の申込みをすることができます。
2. 当社から利用会員に対し、予約完了の通知が発信された時点で、登録駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場について利用の予約が成立するものとします（以下「利用予約」といいます。）。
3. 登録駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場についての利用予約および第 4.1 条に定める利用契約は、利用会員とオーナーとの間で成立するものであり、利用会員と当社または利用会員とパートナーとの間で成立するも

のではありません。

第 2.2 条 (利用会員による利用予約の取消し)

1. 利用会員は、特 P 料金表所定の期限まで (以下「予約取消期限」といいます。) に限り、当社所定の方法により、キャンセル料およびサービス料を負担することなく、利用予約の取消しおよび利用予約の内容の変更を行うことができます。
2. 利用会員は、予約取消期限を超過した後は、特 P 料金表所定のキャンセル料およびサービス料を支払うことにより、利用予約の取消しを行うことができます。利用会員が予約取消期限までに予約の取消しまたは内容の変更をしなかったことによって生じたキャンセル料その他の損害について、当社、パートナーおよびオーナーは何らの責任も負わないものとします。

第 2.3 条 (当社、パートナーおよびオーナーによる利用予約の取消し)

1. 当社、パートナーおよびオーナーは、以下の各号に掲げる事由のいずれかが判明した場合には、当社所定の方法により利用会員に対して通知することにより、登録駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場の利用予約を取り消すことができるものとします。この場合、当社、パートナーおよびオーナーは何らの責任も負わないものとします。
 - (1) 当社所定の基準を満たした対人および対物の自動車損害賠償責任保険に予め加入していない場合
 - (2) 利用会員の指定したクレジットカードが利用停止または無効になっている場合、与信枠が不足している場合、その他利用会員の経済的信用状況に問題があるものと当社が判断した場合
 - (3) 利用会員が会員規約第 2.6 条第 1 項に定めるいずれかの事由に該当する場合
 - (4) オーナーが登録駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場を提供できない事態が生じた場合
 - (5) 当社、パートナーまたはオーナーに取り消す正当事由がある場合
 - (6) 前各号のほか、当社が利用予約の取消しを相当と認める場合
2. 前項のほか、バレーパーキングサービスに関しては、当社、パートナーおよびオーナーは、利用会員が第 3.7 条第 2 項各号に掲げる利用条件に違反したことが判明した場合、当社所定の方法により利用会員に対して通知することにより、バレーパーキングサービスの利用予約を取り消すことができるものとします。この場合、当社、パートナーおよびオーナーは何らの責任も負わないものとします。
3. 本条第 1 項および第 2 項のほか、走行練習場に関しては、当社、パートナーおよびオーナーは、利用会員が第 5.3 条第 2 項各号に掲げる利用条件に違反したことが判明した場合、当社所定の方法により利用会員に対して通知することにより、走行練習場の利用予約を取り消すことができるものとします。この場合、当社、パートナーおよびオーナーは何らの責任も負わないものとします。

第 2.4 条 (利用不能)

1. 当社、パートナーおよびオーナーは、利用会員が利用予約を行った利用時間に登録駐車場を利用できることを保証するものではなく、天災地変等の不可抗力、第三者による不正駐車等による駐車場の占拠、他の利用会員による駐車場明渡しの遅延、本サービスサイト等のシステム上の故障または不具合その他当社、パートナーおよびオーナーの責めに帰すべからざる事由により利用不能となる場合があります。この場合、当社、パートナーおよびオーナーは何らの責任も負わないものとします。また、当社、パートナーおよびオーナーは、利用会員が利用予約を行った利用時間にバレーパーキングサービスを利用できることを保証するものではなく、天災地変等の不可抗力、他の利用会員による車両の受取りの遅延、本サービスサイト等のシステム上の故障または不具合その他当社、パートナーおよびオーナーの責めに帰すべからざる事由により利用不能となる場合があります。この場合も、当社、パートナーおよびオーナーは何らの責任も負わないものとします。そのほか、当社、パートナーおよびオーナーは、利用会員が利用予約を行った利用時間に走行練習場を利用できることを保証するものではなく、天災地変等の不可抗力、第三者による不正利用等による走行練習場の占拠、他の利用会員による走行練習場明渡しの遅延、本サービスサイト等のシステム上の故障または不具合その他当社、パートナーおよびオーナーの責めに帰すべからざる事由により利用不能となる場合があります。この場合も、当社、パートナーおよびオーナーは何らの責任も負わないものとします。
2. 当社およびパートナーは、オーナーが本サービスサイト等に掲載した登録駐車場、バレーパーキングサービスにおける車両の受渡場所 (以下「車両の受渡場所」といいます。) および走行練習場の所在、利用できる車両の内容等の登

録情報等の正確性を保証するものではありません。当社およびパートナーは、オーナーが正確でない情報を本サービスサイト等に掲載したことについて、何らの責任も負わないものとします。

3. 利用会員は、オーナーの責めに帰すべき事由により、利用予約が取り消されていないにもかかわらず利用予約を行った利用時間に登録駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場の利用ができなかったときは、当該オーナーに対して損害の賠償を請求することができます。ただし、その金額は、利用会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者に該当する場合であってオーナーに故意または重大な過失がある場合を除き、駐車場の利用不能の場合には、利用ができなかった時間の駐車場利用料相当額、バレーパーキングサービスの利用不能の場合には、バレーパーキングサービスの利用の対価として利用会員が支払う料金（以下「バレーパーキングサービス利用料」といいます。）のうち、利用できなかった時間に係る部分相当する額および走行練習場の利用不能の場合には、走行練習場の利用の対価として利用会員が支払う料金（以下「走行練習場利用料」といいます。）を限度とします。

4. 前項の損害賠償は、オーナーと利用会員との間で直接行うものとし、当社およびパートナーは何らの責任も負わないものとします。

第3章 駐車場等の利用条件等

第3.1条（駐車場およびバレーパーキングサービスを利用可能な車両）

1. 駐車可能な車両は、登録駐車場および登録駐車場内の駐車スペースごとに異なることがあり、利用会員は、自己の責任と判断で、登録駐車場および登録駐車場内の駐車スペースの内容を確認の上、利用する登録駐車場を選択するものとします。また、バレーパーキングサービスを利用可能な車両は、車両の受渡場所および車両の保管場所ごとに異なることがあり、利用会員は、自己の責任と判断で、車両の受渡場所および受入れ可能な車両の寸法を確認の上、バレーパーキングサービスの利用を決定するものとします。

2. 利用会員は、次の車両については、登録駐車場に駐車することができず、また、バレーパーキングサービスを利用することができないものとします。

(1) 改造車両。

(2) 盗難車両。

(3) 当社所定の基準を満たした対人・対物保証の自動車損害賠償責任保険（いわゆる任意保険）に加入していない車両。

(4) 無登録車両、車検切れの車両その他法令上道路を走行することが禁じられている車両。

(5) 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両、エアロパーツ等装着車両その他接触等によってロック板等の駐車場施設もしくは機器、または他の車両、近隣の建物その他の構築物等に損害を発生させる恐れのある車両。

(6) ナンバープレートが取り外されている、または覆いがつけられている車両、登録番号自動認識装置による登録番号の読み取りが困難な車両。

(7) 仮登録中の車両。

(8) 自動車登録事項の変更が生じているにもかかわらず法令に基づく適切な変更手続がなされていない車両。

(9) 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害する恐れのある物または悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。

(10) オーナーが駐車できると定めている車両の寸法・規格を満たさない車両。

(11) オーナーが駐車できないまたはバレーパーキングサービスを利用できないと定めている車両。

(12) 前各号のほか、当社、パートナーまたはオーナーが駐車できないまたはバレーパーキングサービスを利用できないと判断する車両。

3. オーナーが、前項第1号および第5号の車両の駐車を明示的に認めているときは、その認めた範囲において前項の定めを適用しないものとします。

4. 第1項および第2項の定めにより、利用会員が登録駐車場またはバレーパーキングサービスを利用できなかったとしても、当社、パートナーおよびオーナーは何らの責任も負わないものとします。

第3.2条（駐車場の利用条件）

利用会員は、本サービスの利用にあたり、以下に掲げる利用条件を遵守するものとします。利用会員が、以下の利用条件に従わずに駐車したことにより損害を被ったとしても、当社、パートナーおよびオーナーは何らの責任も負わないものとします。

- (1) 本規約および本サービスサイト等に掲示された利用条件に従って登録駐車場を利用すること。
- (2) 本サービスサイト等に掲示された利用上の留意事項を理解・了承のうえで登録駐車場を利用すること。
- (3) 登録駐車場を車両駐車のための駐車スペースとしてのみ利用し、駐車以外の行為を行わないこと。
- (4) 登録駐車場内での駐車時および停車時には、車両のエンジンを停止すること。
- (5) 登録駐車場または登録駐車場周囲の設備等を滅失、毀損しないこと。
- (6) 車両を駐車する際は、他の駐車車両、対向車、通行人等に対し十分な注意を払い、徐行その他の安全運転を行うこと。
- (7) エンジンを空ぶかししたり、カーステレオ等を大音量で鳴らしたり、大声で話したりするなど近隣に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 登録駐車場内および停車した車両内で飲酒・睡眠をしないこと。
- (9) 洗車、花火等駐車場において通常予定されていない行為をしないこと。
- (10) 登録駐車場内での喫煙およびゴミを捨てる行為をしないこと。
- (11) 公序良俗に反する行為をしないこと。
- (12) 利用予約時に登録したクレジットカードを利用停止または無効としないこと。
- (13) 高齢の方、乳幼児またはペットを車内に残したままにすることその他の利用会員または第三者の生命・身体・財産等に危険を生じるおそれのある行為をしないこと。

第 3.3 条（駐車場への入出庫）

利用会員は、利用予約を行った利用時間内において、原則として自由に車両の入出庫を行うことができるものとします。ただし、登録駐車場の登録情報にこれと異なる利用条件がある場合および利用会員が当社所定の利用終了手続を行った場合はこの限りでないものとします。

第 3.4 条（不正駐車）

1. 利用会員が、本規約に基づく利用予約をせずに登録駐車場を利用した場合、利用予約をした駐車スペース以外の場所に駐車した場合、その他当社、パートナーまたはオーナーが不正な駐車方法と認めた場合、当社、パートナーおよびオーナーは、警察への通報その他必要な手続を取るとともに、何らの催告なく、駐車されている車両その他不正に駐車スペースに置かれている動産を他の場所に移動することができるものとします。
2. 前項の場合、利用会員は、オーナーに対し、特 P 料金表所定の登録駐車場不正利用ペナルティ料金のほか、通報および車両等の移動、保管等に要した諸費用を支払うものとします。
3. 前項の支払いは、オーナーと利用会員との間で直接行うものとします。

3.5 条（バレーパーキングサービスの利用方法）

利用会員は、バレーパーキングサービスの利用にあたって、別途当社が定める方法で、オーナーに対して車両を預け、オーナーから車両の返却を受けるものとします。なお、本条に基づく「別途当社が定める方法」は、当社の単独の裁量により、必要に応じて随時変更されることがあります。

3.6 条（バレーパーキングサービスにおける車両の受渡場所等）

1. 車両の受渡場所は、オーナーが指定する場所とします。
2. バレーパーキングサービスにおける保管場所は本サービスサイト等上では開示されません。利用会員は、保管場所の開示を希望する場合は、オーナーに問い合わせることとし、当社に開示を求めることはできません。オーナーは、利用会員から保管場所の開示を求められた場合でも、保管場所を開示しない場合があります。

3.7 条（バレーパーキングサービスの利用条件）

1. 利用会員は、バレーパーキングサービスの利用にあたり以下の事項を承諾するものとします。
 - (1) 車両移動の際、オーナーがシート位置、ミラーの角度、ハンドル位置等を移動すること。
 - (2) 車両をお預かりしている期間中にタイヤのパンク等の走行不能な事象が発生した場合、オーナーまたはオーナーが指定する者が利用会員の了承を得ずに修理を行うことおよび当該修理に要した費用を利用会員が負担すること。
 - (3) バレーパーキングサービスにてお預かりした車両について、走行メーターの距離数が進むこと。

- (4) バレーパーキングサービスに関連するオーナーの業務を第三者が代行する場合があること。
 - (5) バレーパーキングサービスは車両の移動を伴うサービスであるため、交通事情等の理由により、返却時間までに車両を返却できない場合があること。
2. 利用会員は、バレーパーキングサービスの利用にあたり、以下に掲げる利用条件を遵守するものとします。利用会員が、以下の利用条件に従わずにバレーパーキングサービスを利用したことにより損害を被ったとしても、当社、パートナーおよびオーナーは何らの責任も負わないものとします。
- (1) 本特約および本サービスサイト等に掲示された利用条件および利用方法に従ってバレーパーキングサービスを利用すること。
 - (2) 本サービスサイト等に掲示された利用上の留意事項を理解・了承のうえでバレーパーキングサービスを利用すること。
 - (3) 第三者の権利を侵害し、不利益を与え、または不快感を抱かせる行為をしないこと。
 - (4) 公序良俗に反する行為をしないこと。
 - (5) 利用予約時に登録したクレジットカードを利用停止または無効としないこと。
 - (6) その他当社が不適切と判断する行為をしないこと。

3.8 条（返却時間前の返却）

利用会員は、バレーパーキングサービスにおいて、利用予約で指定した返却時間までは原則として車両の返却を受けることはできないものとします。ただし、オーナーが本サービスサイト等において登録した情報にこれと異なる利用条件がある場合および利用会員が当社所定のバレーパーキングサービスの利用終了手続を行った場合はこの限りでないものとします。

第 3.9 条（利用会員の責任）

1. 利用会員または第 3.11 条に基づき駐車場を利用する第三者（以下、本条において利用会員と当該第三者を併せて「利用会員等」といいます。）またはバレーパーキングサービスを利用する利用会員の責めに帰すべき事由によりオーナーに損害が発生した場合、利用会員はオーナーに対して、その損害を賠償するものとします。
2. 前項の損害賠償およびオーナーの責めに帰すべき事由による損害賠償は、オーナーと利用会員との間で直接行うものとします。
3. 利用会員等の責めに帰すべき事由により当社に損害が発生した場合、利用会員は当社に対して、その損害を賠償するものとします。
4. 利用会員がバレーパーキングサービスの利用にあたって預け入れた車両の性質または瑕疵に基づく損害は、第 1 項ないし第 3 項における利用会員の責めに帰すべき事由による損害とみなします。

第 3.10 条（登録駐車場利用に際しての事故時の対応）

1. 利用会員が登録駐車場の利用に際し、物損事故、人身事故その他の事故を起こしたときは、直ちに警察その他の当社の指定する必要な連絡先に連絡するものとし、当社または当社が指定する者が求める調査や捜査に協力するものとします。
2. 利用会員は、前項の連絡をしたときは、当社または当社の指定する者に対し、継続してその状況を報告しなければならないものとします。

第 3.11 条（第三者による利用）

1. 利用会員は、自身の利用予約に基づき第三者が登録駐車場を利用することを許可することができます。ただし、本サービスサイト等に別段の定めがあるときはこの限りではありません。
2. 前項の定めに基づく第三者の登録駐車場の利用は、利用会員による利用とみなすものとし、利用会員は駐車場利用料を負担するほか、第三者の利用について一切の責任を負うものとします。
3. 利用会員が第 1 項の定めに基づき第三者に登録駐車場の利用を許可する場合、当該第三者に本章に定める利用条件等を遵守させるものとします。
4. 第 1 項にかかわらず、利用会員は、会員規約第 2.1 条第 2 項各号に定める者が登録駐車場を利用することを許可できないものとします。

5. 利用会員は、自身の利用予約に基づきバレーパーキングサービスを第三者に利用させることはできません。

第 3.12 条（駐車場の提供に関する当社の免責）

1. 駐車場の提供者はオーナーであり、当社が駐車場の提供者ではないため、当社は、駐車場の提供に関して何らの責任も負担しません。パートナーまたはオーナーの責めに帰すべき事由により利用会員に損害が発生した場合であっても、当社は当該損害について一切の責任を負担しません。
2. パートナーおよびオーナーは、自らに帰責性のない事由に基づき発生した損害については一切の責任を負担しないものとします。
3. オーナーの責めに帰すべき事由に基づき車両が損傷したことにより利用会員に損害が発生した場合、オーナーが当該利用会員に対して負担する損害賠償責任はオーナーが加入する賠償責任保険にて定める支払限度額を上限とします。この場合、パートナーおよびオーナーは、代車の用意および代車の用意に要する費用の負担等は致しません。
4. 利用会員は、駐車場の利用にあたって、登録駐車場内での車両、車両の附属装着物または積載物について自ら管理責任を負うものとし、当社、パートナーおよびオーナーは、これらの盗難、紛失または毀損につき何らの責任も負わないものとします。
5. 駐車場の提供に関してパートナーおよびオーナーが利用会員に対して負担する損害賠償責任は、第 3 項の場合を除き、当該損害発生の原因となった駐車場の利用に係る第 4.2 条に定める利用料を上限とします。
6. 第 2 項ないし第 5 項は、利用会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者であって、パートナーまたはオーナーに故意または重大な過失がある場合には、パートナーおよびオーナーのうち故意または重大な過失が認められる者との関係では適用されないものとします。

第 3.13 条（バレーパーキングサービスに関する当社の免責）

1. バレーパーキングサービスの提供者はオーナーであり、当社がバレーパーキングサービスの提供者ではないため、当社は、バレーパーキングサービスに関して何らの責任も負担しません。パートナーまたはオーナーの責めに帰すべき事由により利用会員に損害が発生した場合であっても、当社は当該損害について一切の責任を負担しません。
2. パートナーおよびオーナーは、自らに帰責性のない事由（飛び石等による車両の損傷を含みます。）に基づき発生した損害については一切の責任を負担しないものとします。
3. 利用会員から事前の説明がない場合、車両の通常操作における車両の損傷、部品の損傷、バッテリー漏電等により発生した損害について、パートナーおよびオーナーは一切の責任を負担しないものとします。
4. オーナーの責めに帰すべき事由に基づき車両が損傷したことにより利用会員に損害が発生した場合、オーナーが当該利用会員に対して負担する損害賠償責任はオーナーが加入する賠償責任保険にて定める支払限度額を上限とします。この場合、パートナーおよびオーナーは、代車の用意および代車の用意に要する費用の負担等は致しません。
5. 利用会員は、バレーパーキングサービスの対象とする車両、車両の附属装着物または積載物について自ら管理責任を負うものとし、パートナーおよびオーナーは、これらの盗難、紛失または毀損につき一切の責任を負わないものとします。
6. パートナーおよびオーナーは、利用会員が車両の受渡場所を離れた後に利用会員から損害発生のお申し出を受けた場合であっても、当該損害については一切の責任を負担しません。
7. バレーパーキングサービスに関してパートナーおよびオーナーが利用会員に対して負担する損害賠償責任は、第 3 項の場合を除き、当該損害発生の原因となったバレーパーキングサービスの利用に係る第 4.2 条に定める利用料を上限とします。
8. 第 2 項ないし第 7 項は、利用会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者であって、パートナーまたはオーナーに故意または重大な過失がある場合には、パートナーおよびオーナーのうち故意または重大な過失が認められる者との関係では適用されないものとします。

第 4 章 駐車場等利用料およびその支払方法

第 4.1 条（利用契約の成立）

登録駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場についての利用契約は、利用会員が利用予約を行った利用時間の開始時点で成立するものとし、利用会員は、現実に登録駐車場、バレーパーキングサービスまたは走行練習場

を利用したか否かにかかわらず、第 4.2 条に定める駐車場利用料、バレーパーキングサービス利用料および走行練習場利用料ならびに第 4.6 条に定めるサービス料の支払義務を負うものとします。

第 4.2 条（駐車場等利用料等）

1. 利用会員は、当社に対し、本サービスサイト等に掲示された駐車場利用料、バレーパーキングサービス利用料および走行練習場利用料を、利用日の翌日（利用日が複数の日にわたるときはその最終日の翌日）に第 4.3 条に定める方法により支払うものとします。なお、当社は、オーナーから駐車場利用料、バレーパーキングサービス利用料、走行練習場利用料その他本規約に定める費用等について代理受領権限を付与されているパートナーから、当該代理受領権の再付与を受けているため、利用会員は、当社に対して支払えば足りるものとします。
2. 利用会員は、当社所定の手続に従い、当社所定の延長料金を、手続き時に第 4.3 条に定める方法により支払うことにより、登録駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場の利用時間を延長することができます。ただし、当社、パートナーおよびオーナーは、利用時間を延長できることを保証するものではなく、登録駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場の利用状況等によっては延長できない場合があります。
3. 利用会員は、駐車場の利用において前項に定める利用時間の延長をすることなく利用予約を行った利用時間を超えて登録駐車場を利用したとき、バレーパーキングサービスの利用において前項に定める利用時間の延長をすることなく利用予約を行った際の返却時刻までに車両の返却を受けなかったときおよび走行練習場の利用において前項に定める利用時間の延長をすることなく利用予約を行った利用時間を超えて走行練習場を利用したときは、特 P 料金表所定の無断延長ペナルティ料金を当該利用時間の終了時に第 4.3 条に定める方法により支払うものとします。

第 4.3 条（支払方法）

1. 利用会員は、駐車場利用料、バレーパーキングサービス利用料、走行練習場利用料その他本サービスに関連して当社、パートナーまたはオーナーに対して支払義務が発生した一切の債務について、特 P 料金表所定の方法により支払うものとします。
2. 前項の手段によって支払いがなされない場合、当社は、請求書その他当社が適当と認める方法による支払いを求めることができるものとします。
3. 利用会員の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

第 4.4 条（遅延利息）

利用会員は、駐車場利用料、バレーパーキングサービス利用料、走行練習場利用料その他本サービスに関連して当社、パートナーまたはオーナーに対して支払義務が発生した一切の金銭債務を、支払期日を過ぎても履行しなかった場合、支払期日の翌日から年 14.6%の割合の遅延損害金を付して支払うものとします。

第 4.5 条（相殺）

当社は、本規約に関し利用会員に対する金銭債権を有する場合、利用会員の当社に対する金銭債権といつでも相殺することができるものとします。

第 4.6 条（サービス料）

1. 利用会員は、本サービスを利用するにあたり、当社が定めるサービス料を第 4.2 条第 1 項に定める駐車場利用料、バレーパーキングサービス利用料および走行練習場利用料と併せて当社に支払うものとします。
2. サービス料は利用会員が駐車場利用料、バレーパーキングサービス利用料および走行練習場利用料ならびにキャンセル料において当社に支払う金額（各種割引前）に本サービスサイト等に掲示したサービス料率を乗じた金額となります。
3. サービス料は本サービスサイト等に掲示するものとします。

第 5 章 走行練習場の利用条件等

第 5.1 条（走行練習の目的）

走行練習は、交通安全や交通事故撲滅を目的としたものであり、利用会員はその目的達成のために本規約を遵守し、

走行練習場を利用するものとします。

第 5.2 条（走行練習場を利用可能な車両）

1. 走行練習場を利用可能な車両は、走行練習場ごとに異なることがあり、利用会員は、自己の責任と判断で、走行練習場の内容を確認の上、利用する走行練習場を選択するものとします。
2. 利用会員は、次の車両については、走行練習場を利用することができないものとします。
 - (1) 改造車両。
 - (2) 盗難車両。
 - (3) 当社所定の基準を満たした対人・対物保証の自動車保険（任意保険）に加入していない車両。
 - (4) 車両登録事項の変更が生じているにもかかわらず法令に基づく適切な変更手続きがなされていない車両。
 - (5) 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害する恐れのある物または悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。
 - (6) オーナーが定めている利用条件を満たさない車両。
 - (7) オーナーが走行練習場を利用できないと定めている車両。
 - (8) 前各号のほか、当社、パートナーまたはオーナーが走行練習場を利用できないと判断する車両。
3. オーナーが、前項第 1 号および 3 号の車両の利用を明示的に認めているときは、その認めた範囲において前項の定めを適用しないものとします。
4. 第 1 項および第 2 項の定めにより、利用会員が走行練習場を利用できなかったとしても、当社、パートナーおよびオーナーは何らの責任も負わないものとします。

第 5.3 条（走行練習場の利用条件）

1. 利用会員は、走行練習場の利用にあたり以下の事項を承諾するものとします。
 - (1) 利用会員が本規約に違反する行為を行った場合および当社が必要と判断した場合には、利用の中止をすることができるものとします。なお、当社はその場合であっても走行練習場利用料の徴収は全額行うものとし、返金はしないものとします。
 - (2) 走行練習場は雨天決行としますが、天候の状況次第では、当社が当日キャンセルをすることができるものとします。なお、走行練習場利用料の決済完了後の場合は、当社が認めた場合に限り、利用会員に決済金額の返金を行うものとします。
 - (3) 走行練習場にはそれぞれ定員があり、それを超えての利用はできないものとします。
 - (4) 走行練習場利用後には、原状回復を行うものとします。
2. 利用会員は、走行練習場の利用にあたり、以下に掲げる利用条件を遵守するものとします。利用会員が、以下の利用条件に従わずに走行練習場を利用したことにより損害を被ったとしても、当社、パートナーおよびオーナーは何らの責任も負わないものとします。
 - (1) 本規約および本サービスサイト等に掲示された利用条件および利用方法に従って走行練習場を利用すること。
 - (2) 本サービスサイト等に掲示された利用上の留意事項を理解・了承のうえで走行練習場を利用すること。
 - (3) 第三者の権利を侵害し、不利益を与え、または不快感を抱かせる行為をしないこと。
 - (4) 公序良俗に反する行為をしないこと。
 - (5) 走行練習を行おうとする車両を運転するのに必要な運転免許証を携帯していること。
 - (6) 利用予約時に登録したクレジットカードを利用停止または無効としないこと。
 - (7) 長袖、長ズボン、グローブ、プロテクター（胸、背中、肘、膝）およびヘルメットを着用すること。
 - (8) 必要以上にスピードを出しての走行行為、レースおよびそれに類する行為を行わないこと。
 - (9) 騒音を出さないこと。
 - (10) 怪我のないように十分注意して利用すること。
 - (11) ゴミは持ち帰ること。
 - (12) 複数台で同時走行する場合は、互いに譲り合って怪我をしないように走行すること。
 - (13) 利用終了後は使用したパイロン等の貸出物を指定場所に返却すること。
 - (14) 危険走行を行わないこと。
 - (15) 車両故障時はすみやかに降車し、それ以降の走行はしないこと。
 - (16) 利用会員等は、あらかじめ走行練習場として定められた敷地のみ利用すること。

(17)走行練習場ごとに規定された規約およびルール等を理解・了承のうえで走行練習場を利用すること。

(18)その他当社が不適切と判断する行為をしないこと。

3. 本規約と走行練習場ごとに規定された規約およびルール等との間において、相互に矛盾する内容がある場合には、当社が別に定めない限り、本規約が優先して適用されるものとします。

第 5.4 条（走行練習場の不正利用）

1. 利用会員が、本規約に基づく利用予約をせずに走行練習場を利用した場合、その他当社、パートナーまたはオーナーが不正な利用と認めた場合、当社、パートナーおよびオーナーは、警察への通報その他必要な手続を取るとともに、何らの催告なく、利用中の車両その他不正に走行練習場に置かれている動産を他の場所に移動することができるものとします。

2. 前項の場合、利用会員は、オーナーに対し、特 P 料金表所定の走行練習場不正利用ペナルティ料金のほか、通報および車両等の移動、保管等に要した諸費用を支払うものとします。

3. 前項の支払いは、オーナーと利用会員との間で直接行うものとします。

第 5.5 条（走行練習場のペナルティ料金）

1. 利用会員が本規約に違反した場合は、利用会員は、オーナーに対し特 P 料金表所定の走行練習場規約違反ペナルティ料金を支払うものとします。

2. 前項の支払いは、オーナーと利用会員との間で直接行うものとします。

第 5.6 条（走行練習場の第三者による利用）

1. 利用会員は、自身の利用予約に基づき第三者が走行練習場を利用することを許可することができます。ただし、本サービスサイト等に別段の定めがあるときはこの限りではありません。

2. 利用会員が走行練習場の利用を許可した第三者（前項の定めに基づく場合に限られないものとします。）による走行練習場の利用は、利用会員による利用とみなすものとし、利用会員は当該第三者の走行練習場利用料を負担するとともに、当該第三者の利用について一切の責任を負うものとします。

3. 利用会員が第三者に走行練習場の利用を許可する場合、当該第三者に本章に定める利用条件等を遵守させるものとします。

4. 第 1 項にかかわらず、利用会員は、会員規約第 2.1 条第 2 項各号に定める者が走行練習場を利用することを許可できないものとします。

第 5.7 条（走行練習場の提供に関する当社の免責）

1. 走行練習場の提供者はオーナーであり、当社は走行練習場の提供者ではないため、当社は、走行練習場の提供に関して何らの責任も負担しません。パートナーまたはオーナーの責めに帰すべき事由により利用会員に損害が発生した場合であっても、当社は当該損害について一切の責任を負いません。

2. パートナーおよびオーナーは、自らに帰責性のない事由に基づき発生した損害については一切の責任を負担しないものとします。

3. パートナーおよびオーナーは、路面状態の悪化や釘等が落ちている等の事由に基づき発生した損害についても一切の責任を負担しないものとします。

4. オーナーの責めに帰すべき事由に基づき車両が損傷したことにより利用会員に損害が発生した場合、オーナーが当該利用会員に対して負担する損害賠償責任はオーナーが加入する賠償責任保険にて定める支払限度額を上限とします。この場合、パートナーおよびオーナーは、代車の用意および代車の用意に要する費用の負担等は致しません。

5. 利用会員は、走行練習場の利用にあたって、走行練習場内での車両、車両の附属装着物または積載物について自ら管理責任を負うものとし、当社、パートナーおよびオーナーは、これらの盗難、紛失または毀損につき何らの責任も負わないものとします。

6. 走行練習場の提供に関してパートナーおよびオーナーが利用会員に対して負担する損害賠償責任は、第 4 項の場合を除き、当該損害発生の原因となった走行練習場の利用に係る第 4.2 条に定める利用料を上限とします。

7. 第 2 項ないし第 6 項は、利用会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者であって、パートナーまたはオーナーに故意または重大な過失がある場合には、パートナーおよびオーナーのうち故意または重大な過失が認められる者

との関係では適用されないものとします。

第 5.8 条（走行練習場利用に際しての事故時の対応）

1. 利用会員が走行練習場の利用に際し、物損事故、人身事故その他の事故を起こしたときは、直ちに警察その他の当社の指定する必要な連絡先に連絡するものとし、当社または当社が指定する者が求める調査や捜査に協力するものとします。
2. 利用会員は、前項の連絡をしたときは、当社または当社の指定する者に対し、継続してその状況を報告しなければならないものとします。

第 5.9 条（利用会員の責任）

1. 利用会員または第 5.6 条に基づき走行練習場を利用する第三者（以下、本条において利用会員と当該第三者を併せて「利用会員等」といいます。）の責めに帰すべき事由によりオーナーに損害が発生した場合、利用会員はオーナーに対して、その損害を賠償するものとします。
2. 前項の損害賠償およびオーナーの責めに帰すべき事由による損害賠償は、オーナーと利用会員との間で直接行うものとします。
3. 利用会員等の責めに帰すべき事由により当社に損害が発生した場合、利用会員は当社に対して、その損害を賠償するものとします。
4. 利用会員は自己の責任において走行練習場を利用するものとし、利用会員等に重大な事故等が起こった場合であっても当社、パートナーおよびオーナーは何らの責任も負わないものとします。

第 6 条 雑則

第 6.1 条（本規約および特 P 料金表等の変更）

当社は、利用会員、パートナーおよびオーナーの事前の承諾なしに、本規約および特 P 料金表等を変更することができるものとし、本規約および特 P 料金表等の変更の効力は、当社が変更内容を本サービスサイト等に掲載したときに生じるものとします。

平成 29 年 4 月 7 日制定

平成 29 年 7 月 25 日改定

平成 30 年 2 月 22 日改定

平成 30 年 8 月 10 日改定

令和 2 年 10 月 1 日改定

以 上

特 P 料金表

予約取消期限（第 2.2 条第 1 項）

利用予約を行った利用日前日の 23 時 59 分

キャンセル料（第 2.2 条第 2 項）

駐車場等利用料相当額

登録駐車場不正利用ペナルティ料金（第 3.4 条第 2 項）

金 2 万円

無断延長ペナルティ料金（第 4.2 条第 3 項）

超過時間 24 時間ごとに、利用した登録駐車場、バレーパーキングサービスおよび走行練習場の超過日の 1 日料金の 3 倍に相当する金額

支払方法（第 4.3 条第 1 項）

当社の承諾を得たクレジットカード（個人の利用会員においては本人名義、法人の利用会員においては法人名義または代表者個人名義のクレジットカードに限るものとします）その他当社が指定する方法

走行練習場不正利用ペナルティ料金（第 5.4 条第 2 項）

走行練習場利用料相当額および金 50 万円

走行練習場規約違反ペナルティ料金（第 5.5 条第 1 項）

金 50 万円

以 上